

平成 24 年（2012 年）10 月 4 日

各 局（区）長 様

財 政 局 長

平成 25 年度予算の編成について

平成 25 年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分にご理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

記

第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

わが国の現下の経済状況を概観すると、復興需要等を背景に景気回復の動きが続くと期待されるものの、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動が景気を下押しするリスクとなっている。また、電力供給の制約やデフレの影響等にも注意が必要な状況にある。

そうした中、札幌市の経済状況は、個人消費に持ち直しの動きが見られるほか、雇用情勢や観光客数の回復傾向が続いており、緩やかな持ち直しの動きが見られるが、全体としては、全国的な傾向に比し、なお低い水準にとどまっており、依然として厳しい状況にある。

こうした状況のもと、国は「中期財政フレーム」において、地方の一般財源総額を平成 25 年度から 27 年度の間、24 年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを示している一方で、「財政運営戦略」において、財政健全化目標の達成に向け、地方公共団体に対しても財政の健全な運営に努めるよう要請している。

札幌市の財政状況に目を転じると、本年 1 月に公表した中期財政見通しでは、扶助費の増等を要因として、平成 25 年度から 26 年度の合計で 211 億円の財源不足が発生する見通しである。

平成 24 年度の地方交付税等の決定額状況を考慮すると、一定の好転も予想されるが、第 3 次札幌新まちづくり計画等の取組に新たな財源が必要なことから、今後も行財政改革の取組を進める必要がある。

なお、消費税率の引き上げに伴って、平成 26 年 4 月から、地方消費税交付金など関連歳入の増が見込まれるものの、社会保障関係費を含む地方歳出の議論は今後行われることとなっており、具体的な収支への影響は不透明な状況である。札幌市財政に与える影響を平成 26 年度以降の予算に適切に反映すべく、国民会議等の議論を注視していくとともに必要な準備を行うこととする。

第2 予算編成の基本的考え方

札幌市を取り巻く厳しい経済状況や財政見通しを踏まえ、「伸ばすべきものは伸ばし、変えるべきものは思い切って変える」という基本方針に沿って予算を編成する。したがって、各局においては、限られた経営資源で最大の事業効果を挙げるため、単なる事業費の一律のカットなどは避け、下記に掲げる基本的な考え方に沿って、局マネジメント機能を発揮しながら、他部局や市民、企業、NPO等との連携を一層進めるとともに、事務事業の抜本的な再構築に取り組むこととする。

また、わかりやすい予算編成を行う観点から、要求区分の簡素化を図るとともに、市民ニーズが多様化していることなどを踏まえて、各局がより柔軟に政策課題等に取り組めるよう新たな編成手法を取り入れ、メリハリのある予算編成を実現する。

1 「さっぽろ元気ビジョン第3ステージ」の実現に向けた取組を加速

平成25年度予算は、市長の3期目の折り返しとなる予算であり、「さっぽろ元気ビジョン第3ステージ～北の希望都市・札幌を目指して～」の実現に向けて、「第3次札幌新まちづくり計画」の計画目標の達成に向けた取組を加速させるとともに、その財源を確保するためにも「行財政改革推進プラン」に掲げる取組項目を着実に実施する。

2 中長期的なまちづくりに資する事業の積極的な推進

今後10年間の札幌市の新たなまちづくりの基本的な指針となる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の策定に向けた検討が進んでいることを踏まえて、中長期的なまちづくりに資する事業の推進に積極的に取り組む。特に、民間活力を生かして、市政の課題に対応していくような取組を進めていく。

3 予算編成プロセスの公開の一層の充実

市民の信頼の確保や編成過程の透明化を進めるため、「予算要求の概要」を公開するとともに、財政局の概定段階での状況について論点等を含めて公表する。

また、より多くの市民、とりわけ将来を担う子ども達に市政への関心を持ってもらうため、中高生を中心とした子どもたちに、対話型で財政情報の発信を行い、市の行財政への理解を深めていただきながら意見をもらうよう努める。

第3 予算編成にあたっての留意事項

1 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成24年度の決算見込み、国の概算要求、社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積り

とならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に努めること。

特に、収入未済額の圧縮に向けて別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成のうえ、収納率向上対策を強力に推進すること。

(1) 市税

市税収入は、札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、「行財政改革推進プラン」の趣旨を踏まえて、より一層の向上に向け鋭意努力すること。

(2) 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少している施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

特に「行財政改革推進プラン」において、料金改定や減免の見直しを検討することとした項目については、方針に従い予算に反映させること。

また、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出する広告事業を積極的に実施するなど、職員の創意工夫による新たな財源確保に努めること。

(3) 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整のうえ的確に見積もること。

また、国の補助事業に関しては一括交付金化されていることから、事業実施に必要な額の確保について働きかけること。

また、補助事業にかかる超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

(4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、「行財政改革推進プラン」に沿って、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。

(5) 市債

公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状に鑑み、また、市債残高の減少

を図り、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、事業費総体の圧縮などによる発行抑制に努めること。また、社会基盤整備事業等に充当する市債の額は、制度変更等がない限り、原則として、各局における24年度予算額を上限とする。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部企画調査課に事前協議のうえ見積もること。

2 歳出について

平成25年度においては、「第3次札幌新まちづくり計画」に位置づけられた事業など、特に重要な事業に重点的に取り組むとともに、各局が局マネジメント機能を発揮し、より柔軟に政策課題等に取り組めるよう新たな編成手法を取り入れる。

各局においては、新規事業はもとより、従前より継続して実施している事業についても、「行財政改革推進プラン」や下記の4つの視点に沿って、ゼロベースからの見直しを行い、よりメリハリのついた予算要求とすること。

なお、局マネジメント枠については、配分経費として取り扱うが、事業の見直し状況や将来の財政負担の観点から、調整を行う場合があるので留意すること。

○ 4つの見直し視点

視点① 必要（有効）性

時代の変化等に伴い、必要性や効果が薄れていないか。

視点② 担い手

民間事業者や地域団体、NPOなどに事業の全部又は一部を委ねることが適切ではないか。

視点③ 事業水準

時代の変化の中でサービス水準・事業規模・受益者の負担を再検証する必要があるか。

視点④ 効率性

実施手法として効率的に行うことはできないか。

(1) 要求区分

予算要求の区分を「まちづくり経費」、「一般事業費」、「一般事務費」の3区分とする。

ア 局マネジメント枠対象外分

(ア) 「まちづくり経費」（局マネジメント枠対象外分）

「第3次札幌新まちづくり計画」に位置付けられた事業等、全市的観点からの政策判断を必要とする特に重要な事業に係る経費のうち、各局が積上げのうえ要求する経費であり、対象経費は次のとおりとする。なお、特に民間活力を生かして、市政の課題に対応していくような取組を進めるよう留意すること。

- ・「第3次札幌新まちづくり計画」に基づく新規・レベルアップ事業
- ・「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の策定に向けた検討状況等を踏まえて、今後の中長期的なまちづくりに資するものとして、政策企画部が認めた事業

- ・サービスアップ等取組提案制度により、改革推進部が認めた事業
- ・貸付金（第3次新まちづくり計画に基づく事業など）
- ・他会計繰出金（事務費等を除く）
- ・事務事業見直しインセンティブ制度を活用した事業費
- ・土地売却を前提とした建物解体費や使用料手数料の値上げに伴う市民周知等に係る事業費など、行財政改革推進プラン実施にあたって必要となる経費
- ・24年度局マネジメント枠外経費のうち、施設建設等の一時的事業
- ・法令等により義務的に実施する必要がある一時的かつ巨額の費用を要する事業や、市長副市長会議で決定された事業等財政部が指定する事業

(イ) 「一般事業費」（局マネジメント枠対象外分）

- ・扶助費
- ・平年度化経費（平年度化終了の際、一般事業費に区分されるもの）
- ・見直し振替要求（見直し振替終了の際、一般事業費に区分されるもの）
- ・貸付金（まちづくり経費（局マネジメント枠対象外分）に区分されるものを除く）
- ・損失補償
- ・局課題緊急対策枠（※参照）

(ウ) 「一般事務費」（局マネジメント枠対象外分）

- ・職員費、議員報酬等、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員に対する報酬並びに札幌市オンブズマン条例に定めるオンブズマンに対する報酬
- ・公債費
- ・平年度化経費（平年度化終了の際、一般事務費に区分されるもの）
- ・見直し振替要求（見直し振替終了の際、一般事務費に区分されるもの）
- ・指定管理者制度への移行に伴い発生する経費のうち、補助からの委託化により新たに発生する消費税及び事業所税
- ・PFI事業
- ・局課題緊急対策枠（※参照）

※ 局課題緊急対策枠（局マネジメント枠対象外分）

局マネジメント推進の観点から、下記イ(ア) b 及び(イ) b により削減した額に相当する額を上限として、局課題緊急対策枠を設定する。当該対策枠は、多様化する市民ニーズ等に迅速かつ的確に対応するため、各局が抱える諸課題への対応や職員の能力向上等に必要な経費について要求を認めるものであり、安易に従来の事業に対策枠分を按分して充当するといった事の無いように、局マネジメントを発揮し、事業の必要性や優先順位を考慮した上で、後年次負担にも留意しながら要求を行うこと。

イ 局マネジメント枠

各局がマネジメント機能を発揮して、自主的に調整する経費であり、次の経費の合計額を局マネジメント枠として設定する。

(7) 「一般事務費」(局マネジメント枠)

法令等に基づく事務の執行に必要な消費的経費(時間外手当や需用費等)のみで構成されている小事業及び施設の運営管理に係る経費(指定管理費も含む)

24年度局配分一般財源額から、以下の合計額を減額して設定。

- a 「行財政改革推進プラン」における見直し効果額
- b 次に指定する事務的経費に係る節・細節の5%に相当する額。ただし、24年度局配分一般財源額が5億円に満たない局の削減額は半分とする。
 - ・時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、共済費(賃金)、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費(その他、食糧費)、原材料費、備品購入費、負担金(団体負担金等を除く)

(4) 「一般事業費」及び「まちづくり経費」(局マネジメント枠)

i 「一般事業費」(局マネジメント枠)

「一般事務費」(局マネジメント枠)及び「まちづくり経費」(局マネジメント枠)以外の経費

ii 「まちづくり経費」(局マネジメント枠)

「第3次札幌新まちづくり計画」に基づく新規・レベルアップ以外の事業

上記i、iiについては、24年度局配分一般財源額から、以下の合計額を減額して設定。

- a 行財政改革推進プランにおける見直し額
- b 財政部が指定する次の経費を除く一般財源の5%に相当する額。
 - ・市有施設の長寿命化に資する維持補修的な経費
 - ・扶助費的委託料
 - ・扶助費的補助金
 - ・道路除雪に係る経費(除雪機械・施設整備費等を除く)

なお、「第3次札幌新まちづくり計画」上、関連事業として市長政策室で事業費の見直しが可能とした事業のうち、財政部が指定するものについては局マネジメント枠から減じる。

(2) 要求にあたっての留意点

- ア 新規事業については、終了する時期、もしくは当該事業の効果等について検証したうえで、存廃を判断する時期を設定するものとするので留意すること。
- イ 全市をあげて事業の再構築を行っていくために、新規事業のみならず、既往の事業に

についても市民との連携や企業の活用等を通して相乗的な効果を生み出すことや、他部局と連携の可能性についてあらためて検討すること。なお、特に民間活力を生かして、市政の課題に対応していくような取組を進めるよう留意すること。

ウ 施設の新設等にあたっては、維持管理面で効率的な運営を確保できるよう十分検討を加えたうえで必要最小限の規模とし、施設の態様に応じて適切な仕様となるよう、建築単価等について十分に精査すること。

エ 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

なお、平成 21 年度の包括外部監査における指摘を踏まえ、法律で定められた補助金以外のすべての補助金に対して、合理的な期間内での終了（見直し）年度を設定すること。

オ 出資団体への財政的関与については、「札幌市出資団体改革新方針」（平成 21 年 2 月策定）に基づく見直しを継続すること。

なお、指定団体への財政的関与の縮減につながる取組みについて、「札幌市出資団体改革推進本部指導事項」（平成 24 年 2 月策定）を踏まえ、各団体との協議のうえ、出資の引き揚げや補助金の廃止・縮減等、可能なものを、見積り等に反映させること。

第 4 その他

1 予算編成過程の透明化、効率化

各局は、主要事業について政策目的ごとにまとめた「予算要求の概要」の作成にあたっては、事業の内容、成果などが市民にわかりやすく伝わるよう工夫すること。

また、25 年度予算編成においては、全庁的な予算編成及び管理の効率化を図るため、事業数の削減を進めることとしていることから、目的に類似性のある事業や少額の事業については積極的に統合すること。

2 区との積極的な連携等

区と本庁事業部局の連携強化により、地域ニーズに応じた「市民が主役のまちづくり」を一層推進するため、区の予算要望システムを活用しながら、既に元気なまちづくり支援事業において類似の事業が実施されているものや、地域が主体的に取り組むことが望ましい事業については、元気なまちづくり支援事業の活用を図るなど区との積極的な連携を図ること。

3 企業会計について

企業会計の予算編成においても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応願いたい。

4 予算見積書の作成

25 年度予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて、事業目的や積算根拠等を、より一層わかりやすく記載するとともに、提出期限を遵守すること。

5 予算編成日程

25 年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は、国家予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

24 年	11 月	2 日	(金)	見積書等提出期限
	12 月	17 日	(月)	予算説明書関係資料提出期限
25 年	1 月	中旬		市長査定
25 年	2 月	月上旬		予算案記者発表
	2 月	1 日	(金)	実行計画書提出期限